

筑紫野市立二日市小学校校舎増改築事業設計監理業務委託
に関する公募型プロポーザル実施要領

令和6年8月

目 次

はじめに

5つの整備コンセプト	P. 1
1. 目的	P. 2
2. 業務概要	P. 2
3. 事務局	P. 4
4. プロポーザルに係るスケジュール (予定)	P. 5
5. 審査方法	P. 5
6. 第1次審査	P. 6
7. 第2次審査	P. 8
8. 現地調査	P. 11
9. 質疑の受付及び回答	P. 12
10. その他留意事項	P. 13
11. 設計監理委託業務の契約	P. 14
12. 計画地について	P. 14
13. 計画概要	P. 14
14. 技術提案を求めるテーマ	P. 15
15. 工事概算額	P. 15
16. 事業スケジュール (案)	P. 15

(別添資料)

資料1 筑紫野市立二日市小学校校舎増改築「基本方針・基本計画」

資料2 既存施設の学校施設台帳

資料3 筑紫野市立二日市小学校校舎増改築事業設計監理業務委託公募型プロポーザル様式集

はじめに

筑紫野市の将来都市像として掲げられた「ひとが輝き 自然が息づく 住みたい幸福実感都市」を実現するための政策である「人が生まれ、活躍できる子育て・教育のまちづくり」により「学校教育の充実」等を確実なものにすることで、子どもたちが確かな学力を身につけ健やかに育ち安心して学校生活を送ることが出来るよう、教育環境の整備を計画的に進める必要があります。

また、教育現場を担う教職員目線での働きやすい職場環境の整備についても、充実が求められています。

以上のことから、筑紫野市立二日市小学校校舎増改築事業（以下「本事業」という。）を進めるにあたっては、「基本方針・基本計画」の内容に基づき、以下の5つの整備コンセプトを設定します。

5つの整備コンセプト

- (1) 児童が安心して安全に快適な生活を送ることができる校舎
 - ① 耐震性の向上や防犯対策、感染症対策等に努め、児童、教職員が安心して安全に利用できる校舎とします。
 - ② 学習の場であるのみならず、児童の生活の場であることに留意し、日照、採光、通風、換気、気温、湿度などの快適性や心と体の健康を支える保健衛生に配慮した校舎とします。
 - ③ 地震や浸水等に対する防災機能の強化、ユニバーサルデザインの採用などに配慮した校舎とします。
 - ④ 災害発生時に活用できる2次避難所としての機能を備えた校舎とします。
- (2) 今日的な教育ニーズに対応した校舎
 - ① 新学習指導要領で示されている「主体的・対話的で深い学び」を実現するため、多様な学習形態や集団による活動が可能となる校舎とします。
 - ② 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育、外国人児童の受入れや国際化の進展を踏まえた国際理解教育、情報活用能力の育成や校務情報化に向けたICT化の推進など、今日的な教育ニーズに対応した校舎とします。
- (3) 児童数・学級数の動向を見据えた校舎の整備
 - ① 児童数の推移や将来の推計を踏まえ、現状だけでなく将来を見据え、適正な規模での整備を行います。
 - ② 普通学級、特別支援学級など、児童数に加え学級の種類や数などに留意して整備を行います。
- (4) 環境に配慮した校舎

再生可能エネルギー導入、高断熱性の確保や高効率機器の導入、工事における再生可能な材料の使用、仮設物や施工方法の簡略化など、環境に配慮したエネルギー消費の効率化と経済性を兼ね備えた校舎とします。
- (5) 教職員・保護者・来校者が安全に駐車できるスペースを確保

近隣市有地で職員用駐車場として15台程度確保することで、学校敷地内に保護者、来校者等が駐車できるスペースを確保します。

1. 目的

本市では、筑紫野市立二日市小学校校舎の増改築に向けた整備方針となる「筑紫野市立二日市小学校校舎増改築基本方針・基本計画」（以下、「基本計画」という。）を令和6年3月に策定した。

本プロポーザルは、筑紫野市立二日市小学校校舎増改築事業設計監理業務を委託するにあたり、この「基本計画」を十分に理解し、発注者の考え方に柔軟に対応できる高い技術力及び豊富な経験等を有する受託候補者の選定を行うことを目的として実施するものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

筑紫野市立二日市小学校校舎増改築事業設計監理業務

(2) 業務内容

本事業に係る設計及び監理

業務詳細は、「建築設計監理業務委託特記仕様書」のとおり

(3) 履行期間(予定)

契約締結日の翌日から令和10年3月31日まで

基本設計：令和7年4月30日まで

実施設計：令和8年1月31日まで

監理：令和10年2月29日まで

※履行期間については、予定であり、対象の工事が終了するまでとする。

(4) 委託金額

本業務の委託金額は256,681,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

以内とし、下記の内訳上限額を設定する。

基本設計及び実施設計：168,126,000円

監理：88,555,000円

(5) 業務実施上の条件(参加資格)

- ① 本プロポーザルに参加できる者は、以下に掲げる資格を満たしている単体企業または設計共同体であること。
 - (i) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (ii) 筑紫野市競争入札参加資格及び手続等に関する規程（平成9年3月31日規程第8号）第3条各号のいずれにも該当しないこと。
 - (iii) 令和6・7年度筑紫野市入札参加資格者名簿の業種「建築設計」に登録されていること。
 - (iv) 参加申込書の提出期限から受託候補者特定の日まで、筑紫野市指名停止等の措置に関する規則（平成24年11月19日規則第38号）に基づく指名停止を現に受けていないこと。
 - (v) 公告日現在において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (vi) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと。また、

- 次のアからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2号第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (vii) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (viii) 福岡県内に本社又は支社等を有し、入札・見積、契約締結、代金の請求・受領等の権限を本社代表者から代理人（支社長・営業所長等）に委任されていること。
- (ix) 国税（法人の場合は、法人税、消費税及び地方消費税、個人の場合は、申告所得税、復興特別所得税、消費税及び地方消費税）及び市税（筑紫野市税条例（昭和35年3月21日条例第2号）第3条に掲げる税目をいう。）を滞納していないこと。
- ② 設計共同体の場合には、構成員のすべてが①を満たしていること及び下記基準を満たすこと。
- (i) 単体で参加申し込みしていない2者で構成されていること。
 - (ii) 主たる設計企業は、出資割合が最大であること。
 - (iii) 構成員の出資比率は、それぞれ30%以上であること。
- ③ 管理技術者は、建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士であり、参加表明書提出時点において建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること。（ただし、建築士法施行規則第17条の37項第1項1一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。）
- ④ 管理技術者及び分担業務分野の主任担当技術者は、参加表明書及び技術提案書の提出者の組織に所属していること。
- ⑤ 管理技術者及び主任担当技術者は、それぞれ1名であること。
- ⑥ 管理技術者は、主任担当技術者を兼任していないこと。また、主任担当技術者についても、他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任していないこと。
- ⑦ 管理技術者及び主任担当技術者は、平成24年4月1日以降に契約履行が完了した同種又は類似業務に携わった実績があること。
- ⑧ 管理技術者、主任担当技術者（提出者において新たに業務分野を追加した場合、当該分野の主任担当技術者を含む。）の手持ち業務量（特定後、未契約の業務を含む。）が3件以下であること。
- ⑨ 分担業務分野のうち、積算に関する業務を除く業務を再委託しないこと。
- ⑩ 設計共同体の場合には、以下の要件を満たしていること。
- (i) 設計共同体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、

必要以上に細分化しないこと。

(ii) 管理技術者は、設計共同体の代表者に所属していること。

(iii) 分担業務分野を複数の構成員が共同して実施しないこと。

(iv) 構成員が新たに設定した分担業務分野のみを担当する場合は、当該分野の主任担当技術者が当該分野における業務実績を有していること。

⑪ 分担業務分野は下記による

分担業務分野	業務内容
総合	平成 21 年国土交通省告示 15 号別添一第 1 項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」
構造	同上「構造」
電気	同上「設備」のうち「電気設備」
機械	同上「設備」のうち「給排水衛生設備」「空調換気設備」

⑫ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士の資格を有する者を照査技術者として 1 名選任すること。

3. 事務局

筑紫野市教育委員会 教育部教育政策課 庶務担当

住所 : 〒818-8686 福岡県筑紫野市石崎 1 丁目 1 番 1 号

TEL : 092-923-1111

FAX : 092-923-9644

E-mail : k-kyoumu@city.chikushino.fukuoka.jp

市 HP : <https://www.city.chikushino.fukuoka.jp/>

4. プロポーザルに係るスケジュール(予定)

日時または期間	内容
令和6年8月7日(水)	公告、実施要領等公表
令和6年8月7日(水)～ 令和6年8月16日(金) 午後5時	第1回現地調査受付
令和6年8月13日(火)～ 令和6年8月19日(月) 午後5時	参加表明書に係る質疑受付期間
令和6年8月22日(木)	第1回現地調査
令和6年8月23日(金)	質疑書の回答
令和6年8月26日(月)～ 令和6年8月30日(金) 午後5時	【第1次審査】参加表明書の受付期間
令和6年9月5日(木)	【第1次審査】書類審査
令和6年9月6日(金)	【第1次審査】審査結果通知
令和6年9月9日(月)～ 令和6年9月11日(水) 午後5時	第2回現地調査受付
令和6年9月13日(金)	第2回現地調査
令和6年9月13日(金)～ 令和6年9月18日(水) 午後5時	技術提案書に係る質疑受付期間
令和6年9月24日(火)	質疑書の回答
令和6年10月3日(木)～ 令和6年10月9日(水) 午後5時	【第2次審査】提案審査提出書類の受付
令和6年10月17日(木)	【第2次審査】提案者プレゼンテーション
令和6年10月24日(木)	最優秀提案者及び審査講評の公表
令和6年11月中旬	契約締結

※日程に変更がある場合は、市ホームページに掲載する。

5. 審査方法

(1)本プロポーザルは公募型プロポーザルとし、二段階方式で審査する。なお、筑紫野市立小中学校施設整備等業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）にて審査し特定する。審査委員は次のとおりとする。

名称	役職等
委員長	筑紫野市役所 副市長
副委員長	筑紫野市教育委員会 教育長
委員	筑紫野市教育委員会委員
委員	筑紫野市教育委員会 教育部長
委員	筑紫野市役所 建設部長
委員	筑紫野市役所 建築課長
委員	筑紫野市教育委員会 学校教育課長
委員	筑紫野市立二日市小学校校長

6. 第1次審査

(1) 審査内容

参加表明書を提出した者のうち、評価の合計点が高いものから技術提案書の提出者として5者程度を選定する。ただし、同評価の提出者が5者を超えて存在する場合はこの限りではない。なお、評価項目は以下のとおりとする。

【評価項目】

評価項目	評価の着眼点			評価のウェイト	
① 資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	管理技術者	—	
			主任担当技術者	総合	2.0
				構造	1.0
				電気	1.0
		機械	1.0		
②技術力	平成24年4月1日以降に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績	以下の順で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ・管理技術者の場合 ①管理技術者又はこれに準ずる立場 ②主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③担当技術者又はこれに準ずる立場 ・主任担当技術者の場合 ①主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ②担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者	8.0	
			主任担当技術者	総合	6.0
				構造	2.0
				電気	2.0
				機械	2.0

【評価の配点】

分担業務分野	評価する技術者資格	評価点
総合及び構造	一級建築士	1.0
	二級建築士	0.4
	その他	0.2
電気	建築設備士・技術士・一級建築士	1.0
	一級電気工事施工管理技士	0.4
	二級電気工事施工管理技士・その他	0.2
機械	建築設備士・技術士・一級建築士	1.0
	一級管工事施工管理技士	0.4
	二級管工事施工管理技士・その他	0.2

※「技術士」の資格は当該分野における技術士とする。

※「その他」とは当該分野における技術者資格とする。

① 資格

(i) 専門分野の技術者資格

各技術者について、保有資格が資格評価表のいずれかであるかにより評価点(1.0~0.2)を決定し、評価のウェイトを乗じて評価する。

② 技術力

平成 24 年 4 月 1 日以降に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績の有無

(i) 管理技術者、主任担当技術者の場合

過去の実績のうち上位 1 件を下記により評価する。管理技術者及び主任担当技術者が同種又は類似業務の実績が無い場合は、失格とする。

(a) 同種業務=1.0、類似業務=0.5 とする。

種類	内容
同種業務	延床面積 4,000 m ² 以上の国公立小中学校の校舎における改築又は新築・増築の基本設計及び実施設計業務
類似業務	小中学校の校舎における改築又は新築・増築の基本設計及び実施設計業務

(b) 携わった立場

過去の実績での立場	管理技術者の実績評価の場合	主任担当技術者の実績評価の場合
管理技術者又はこれに準ずる場合	1.0	1.0(※)
主任担当技術者又はこれに準ずる場合	0.5	1.0
担当技術者の立場	0.25	0.5

※当該実績の分担業務分野が、本業務での分担業務分野と同じ場合に限る。

実績について(a)×(b)を算出した値(小数点第 2 位までとする。(四捨五入))を「平成 24 年 4 月 1 日以降に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績」の評価点とする。

(ii) 留意事項

参加表明書提出時点において建築士法第 22 条の 2 に定める期間内に定期講習を受講していない場合(建築士法施行規則第 17 条の 37 第 1 項 1 一級建築士定期講習のイ(同条第 2 項及び第 3 項において準用する場合を含む。)に該当する場合を除く。)、建築士としての資格を評価しない。

(2) 技術提案書の提出者(第 1 次審査結果)の通知

技術提案書の提出者として選定された者には、紙面により通知する。また、選定されなかったものに対しては、選定されなかった旨とその理由を同じく紙面にて通知する。

(3) 提出書類

第1次審査の提出書類は、下記のとおりとする。ただし、参加表明書を提出した者がプロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届(様式4)を提出すること。

- ① 参加表明書(様式1-1)
- ② 管理技術者の経歴書(様式1-2)
- ③ 主任担当技術者の経歴書(様式1-3)
- ④ 照査技術者の経歴書(様式1-4)
- ⑤ 協力事務所の名称等(様式1-5)
- ⑥ 一級建築士事務所の登録証の写し
- ⑦ 資格所有を証明する書類(資格者証の写し等)
- ⑧ 建築士定期講習の最終受講年月日を証明する書類(定期講習修了証の写し等)
- ⑨ 業務実績を証明する書類(履行証明書の写し及び工事内容がわかる図面等)
- ⑩ 法人税、消費税及び地方消費税についての納税証明書(国税:様式その3の3)
※発行から3ヶ月以内のものに限る。
- ⑪ 主たる事業所の所在地の市区町村税についての滞納がない旨の証明書
※発行から3ヶ月以内のものに限る。

(4) 提出方法

- ① 配布された様式(1-1~1-5)を基に作成を行うものとする。
- ② 参加表明書等の提出は、原則として、持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)によるものとする。
- ③ 郵送の場合、封筒の表に「二日市小学校校舎増改築事業第1次審査提出書類 在中」と朱書きすること。

(5) 提出期限等

- ① 提出期限:令和6年8月30日(金)午後5時
- ② 提出場所:事務局に同じ

7. 第2次審査

(1) 基本事項

プロポーザルは調査、検討及び設計業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部(図面、模型写真、透視図等)の作成や提出を求めるものではない。具体的な設計作業は、契約後に技術提案書に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、発注者が提示する資料に基づいて発注者と協議の上開始することとする。本実施要領において記載された事項以外の内容を含む技術提案書、又はこの書面及び別紙の書式に示された条件に適合しない技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

(2) 審査内容及び特定者(第2次審査結果)の通知

技術提案書を提出した者の中から、評価点の合計点が最上位であるものを1者特定する。技術提案書を特定した者には、紙面にて通知する。また、提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由(非特定理由)を同じく紙面にて通知する。なお、評価項目は以下のとおりとする。

【評価項目及び配点】

評価項目	評価点	区分	配点 (100点満点)
①第1次審査の評価点	25	配置予定の技術者の資格	5
		配置予定の技術者の業務実績	20
②業務実施方針	20	業務への理解度及び取組意欲	10
		実施方針の的確性・実現性	10
③評価テーマに対する技術提案	45	評価テーマ(1)	15
		評価テーマ(2)	15
		評価テーマ(3)	15
④受託予定金額	10	—	10

【評価の着眼点】

評価の着目点	評価事項	各委員の評価点				
		1.0	0.8	0.6	0.4	0
業務の理解度及び取組意欲	業務内容・業務背景・手続の理解度、積極性	極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
実施方針の的確性・実現性	業務の取組体制、設計チームの特徴(協力体制・業務分担体制等)、特に重視する設計上の配慮事項等について、的確性、独創性、実現性を総合的に判断する。					
評価テーマに対する技術提案の的確性・独創性・実現性	設定したテーマに対する技術提案について、的確性(与条件との整合性がとれているか等)、実現性(提案が理論的に裏付けされており、説得力のある提案となっているか等)を考慮して各提案ごとに総合的に判断する。					

※総合点と同点の場合は、評価テーマに対する技術提案・業務実施方針・受託予定金額順に個別評価が高い方を上位の者とする。個別評価点も同点の場合は、審査委員会により決定する。

- ① 第1次審査の評価点
第1次審査の評価点を採用する。
- ② 業務実施方針及び評価テーマに対する技術提案
提出された技術提案書、ヒアリングの内容を踏まえ、審査委員会により総合的に判断を行う。評価点は各委員の評価点を平均して算出する(小数点第2位までとする。(四捨五入))。
「業務の理解度及び取組意欲」、「業務の実施方針」及び「評価テーマに対する技術提案」のいずれかの評価において、採点を行った委員の評価点の平均が0点である場合は、特定しない。
- ③ 受託予定金額
技術提案書等に記載の受託予定金額のうち、最低金額を記載した者の評価点10点とする。その他の者の評価点は、下記により算出する。(小数点第2位までとする。(四捨五入))

算出方法
評価点＝最低受託予定金額÷記載受託予定金額×10

(3) 提出書類

- ① 技術提案書(様式2-1) 15部(正1部、副14部)
- ② 業務実施方針及び手法に関する提案書(様式2-2) 15部(正1部、副14部)
- ③ 評価テーマに関する提案書(様式2-3) 15部(正1部、副14部)
- ④ 見積書(様式2-4) 1部(正1部)
※副本は社名が特定できる記載等除くこと。
※各部クリップ止めとする。

(4) 提出方法

- ① 配布された様式(2-1～2-4)を基に作成を行うものとする。
- ② 技術提案書等の提出は、原則として、持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)によるものとする。
- ③ 郵送の場合、封筒の表に「二日市小学校校舎増改築事業第2次審査提出書類 在中」と朱書きすること。

(5) 提出期限等

- ① 提出期限：令和6年10月9日(水)午後5時
- ② 提出場所：事務局に同じ

(6) 技術提案書等の作成及び留意事項

- ① 技術提案書等は、1者につき1提案とする。
- ② 技術提案書等は、筑紫野市情報公開条例第10条に規定される場合を除き、公表する場合がある。
- ③ 発注者は、技術提案書等を無償で使用できるものとする。技術提案書等に含ま

れる第三者の著作権の使用に関しては、提出者が第三者の承諾を得ること。

- ④ 技術提案書は、文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。
- ⑤ 視覚的表現については、文章を補完するための必要最低限な範囲のいでのみ認める。具体的な建物の設計又はこれに類する表現、詳細、簡易でない表現は不可とする。

(7) 提案者プレゼンテーションの実施

技術提案書の内容について、以下のとおり技術提案書の提出者ごとにプレゼンテーションを行う。

- ① 実施日時(予定)
令和6年10月17日(木)
- ② 実施場所
筑紫野市役所
- ③ 出席者
実際の設計者となる者も含めて5名以内とする。説明及び質疑応答については、管理技術者又は主任担当技術者が行うこと。
- ④ プレゼンテーション内容
【評価項目】②及び③の内容について、説明時間20分程度で説明すること。その後、質疑応答を20分程度行う。
説明は、パワーポイントを使用することを可とするが、説明及び視覚的表現については、提出のあった技術提案書に記載したものと同一とすること。また、プロジェクター、スクリーン、マイクは事務局で準備することとするが、パソコンについては提出者が準備すること。

8. 現地調査

(1) 受付

- ① 受付期間
(第1回) 令和6年8月7日(水)から8月16日(金) 午後5時
(第2回) 令和6年9月9日(月)から9月11日(水) 午後5時
- ② 提出方法
現地調査申込書(様式3)により作成のうえ、事務局へ電子メールにて提出とする。

(2) 現地調査

- ① 現地調査日 ※雨天の場合でも実施するが、荒天等により変更とする場合がある。
(第1回) 令和6年8月22日(木)9時から午後4時まで
(第2回) 令和6年9月13日(金)9時から午後4時まで

- ② 調査日当日受付方法
現地調査申込書（様式3）の控え（コピー可）を現地市職員へ提出すること。
- ③ 人数
1事業者につき5名程度まで
- ④ 案内
現地は、市職員が同行し施設に支障が無い範囲で案内することとする。その際は、同行する市職員の指示に従うこと。
- ⑤ 調査内容
目視による調査とするが、カメラ等による撮影は可能。ただし、現地には児童等の学校関係者、並びに生徒の氏名等個人情報が掲示されている場所等があるので、このような情報が被写体として写らないよう十分に注意すること。万一、個人情報が流失した場合は、法令に従う処分を求めるとともに失格とする場合がある。また、施設に影響を与えない機器類（巻尺、距離測定器など）の使用は可能とする。
- ⑥ 駐車場
現地では、十分な駐車台数の確保ができないため、できる限り乗り合せの上、来校することとし、敷地内に駐車できない場合は、近隣のコインパーキング等を利用すること。
- ⑦ その他
現地調査時は、学校活動の妨げにならないよう注意すること。

9. 質疑の受付及び回答

質疑の受付期間及び回答期限は下記のとおりとする。

- (1) 質疑受付期間
 - ① 参加表明書に係る質疑
令和6年8月13日(火)～令和6年8月19日(月)午後5時
 - ② 技術提案書に係る質疑
令和6年9月13日(金)～令和6年9月18日(水)午後5時
- (2) 回答期限
 - ① 参加表明書に係る回答
令和6年8月23日(金)まで
 - ② 技術提案書に係る回答
令和6年9月24日(火)まで
- (3) 提出方法及び回答方法
 - ① 提出方法
質疑書(様式4)により作成のうえ、事務局へ電子メール又はFAXにて提出とする。
 - ② 回答方法
上記質疑に対して、回答を市ホームページで公表する。

10. その他留意事項

- (1) 本手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び技術提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、技術提案書を提出できないものとする。
- (3) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書又は技術提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。また、提出された参加表明書及び技術提案書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その参加表明書及び技術提案書は無効とする。
 - ① 参加表明書、技術提案書の全部又は一部が提出されていない場合
 - ② 参加表明書、技術提案書と無関係な書類である場合
 - ③ 他の業務の参加表明書、技術提案書である場合
 - ④ 白紙である場合
 - ⑤ 業務説明書に指示された項目を満たしていない場合
 - ⑥ 発注者名、発注案件名及び提出業者名に誤りがある場合
 - ⑦ その他、未提出及び不備がある場合
- (5) 参加表明書及び技術提案書の取扱い
 - ① 提出された参加表明書及び技術提案書を、発注者の了解なく公表、使用してはならない。
 - ② 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書は、技術提案書の提出者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
 - ③ 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
 - ④ 技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方針について提案を求めることがある。

1 1. 設計監理委託業務の契約

- (1) 発注者は、特定した者と契約締結交渉を行うものとする。その場合には、契約金額は提案した見積書以内の金額とする。
- (2) 発注者は、技術提案書の内容を踏まえ特記仕様書を作成するが、設計監理委託業務において拘束されないものとする。
- (3) 特定された者が、失落条項に該当すると認められた場合は、次順位の者と契約締結交渉を行うことができることとする。
- (4) 選定後、応募者の資格要件を満たさなくなった場合、設計取組体制が著しく変わった場合は、契約候補者としての資格を取り消す場合がある。

1 2. 計画地について

- (1) 敷地条件
「建築設計監理業務委託特記仕様書」のとおり
- (2) インフラ整備状況
 - ① 上下水道 筑紫野市公営企業（水道事業）から供給、公共下水道供用開始区域
 - ② 電力 九州電力から供給
 - ③ ガス 筑紫ガスから供給（都市ガス）
- (3) 周辺環境等
二日市小学校はJR二日市駅から約0.3キロメートルに位置しており、令和4年12月にJR二日市駅西側改札口が開設され、まちの利便性がさらに向上したことなどの影響もあり、駅周辺におけるマンション等の建設が一段と加速している。
そのため、今後も開発等により児童数の増加が見込まれる学校である。

1 3. 計画概要

- (1) 整備方針
本事業を進めるにあたっては、「基本計画」を基に、整備を進めることとする。
- (2) 施設条件
 - ① 建物面積（想定）

校舎（改築分）	4,374 m ² 程度
管理教室棟の増築	
 - ② 学級数の増加に伴い必要となる諸室（想定）
 - (i) 普通学級教室 16 教室（1 教室あたり 70 m²程度）
 - (ii) 特別支援学級教室 8 教室（1 教室あたり 50 m²程度）
 - (iii) 特別教室 相談室、少人数教室、通級指導教室
 - (iv) 管理諸室 多目的室、倉庫、教材室、児童昇降口
 - (v) 放課後児童クラブ室 保育室、事務室
 - ③ 関連工事
5つの整備コンセプトを達成するために必要な工事（外構工事等含む）

④ 児童数推計（令和5年5月1日基準）

項目		区分	R5	R6	R8	R10	R12	R15
学校	児童数	普通学級	791	817	888	923	976	974
		特別支援学級	36	38	41	42	43	43
		合 計	827	855	929	965	1,019	1,017
	学級数	普通学級	25	26	29	30	31	31
		特別支援学級	6	6	7	7	8	8
		合 計	31	32	36	37	39	39
放課後児童クラブ児童数			144	165	217	246	245	249

⑤ 既存建物概要

「建築設計監理業務委託特記仕様書」のとおり

1.4. 技術提案を求めるテーマ

5つの整備コンセプトに基づき、以下の3つのテーマを設定する。

(1) 環境に配慮し、児童が安心して安全に快適な生活を送ることができる校舎の提案

再生可能エネルギーの導入、高断熱性の確保や高効率機器の導入など、環境に配慮したエネルギー消費の効率化と経済性を兼ね備えた校舎とすること。また、耐震性の向上や防犯対策、地震や浸水等に対する防災機能の強化、児童教職員の保健衛生及びユニバーサルデザインの採用に配慮し、児童、教職員が安心して安全に快適な生活を送ることができる校舎の提案を求める。

(2) 今日的な教育ニーズに対応した提案と、将来的な児童数・学級数の動向を見据えた方策

普通学級、特別支援学級など、学級の種類や数などに留意し、児童数の推移や将来の推計を踏まえ、現状だけでなく将来を見据え、適正規模での整備を行う必要がある。また、多様な学習形態や集団による活動が可能であり、インクルーシブ教育、国際理解教育、ICT化の推進など、今日的な教育ニーズに対応した校舎の提案を求める。

(3) 児童・教職員の学校活動等への影響を最小限に抑え、安全かつ円滑な工事計画

工事期間中に発生する交通障害、騒音、振動等による、児童・教職員の学校活動等への影響を最小限に抑え、児童及び教職員の安全かつ円滑な動線を考慮した工事計画（工事工程、工事中の安全対策）及びイニシャルコスト削減に努めた工事計画の提案を求める。

1.5. 工事概算額

2,852,000 千円程度

1.6. 事業スケジュール（案）

「建築設計監理業務委託特記仕様書」のとおり